

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 3 号		
件 名	起きてしまった南区臼井地内排水対策工事の請負工事契約解除に関することについて		
要 旨	<p>先般7月1日付で本件について訓告，嚴重注意がなされていたことに関し，この内容でよしとするならば事件関係者には一円の損失補填も求めています。</p> <p>2,165万1,000円の損失補填は市民から徴収した税金で，全額市民がこうむるのでしょうか。</p> <p>民間ならば，すぐに解雇と損害賠償に値するような事件であるのに，これでは担当者と関係上司までの処分が紙切れ一枚の訓告，嚴重注意では軽過ぎると言わざるを得ません。</p> <p>事件の関係者は市民・納税者目線を養い，事の重大性を認識して自己批判と総括を行い，処分が軽過ぎると申し出があつてしかるべきと思います。</p> <p>議員は市民，納税者の代弁者です。そして行政チェックが議員，議会の役目です。</p> <p>新潟市には1兆円の借金があります。利息抜きで考えても毎年100億円返して100年もかかります。税金の無駄遣いをやめてください。</p> <p>よって本件に関して議会に以下を求める陳情をします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事の重大性に鑑み，土地改良区の承諾なしに工事契約を行い，工事前払い金を支払った本件は，小学生でもわかる仕事の基本中の基本を逸脱していると言わざるを得ず，民間人を同数交えた懲戒審査会を公開で開催し，市民・納税者目線で軽過ぎると言われない適切な処分を導き出すこと。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>		
付 託 年月日 委員会	平成 27 年 12 月 7 日	第 1 項 第 2 項 第 3 項	総務常任委員会 環境建設常任委員会
受 理	平成 27 年 12 月 2 日	第 5 3 4 号	

陳情第43号

	<p>2 政令新潟市として誠に不名誉な事件ながら，全国の自治体に対してもよき前例となる市民・納税者目線で申し分のない事件解決を図ること。</p> <p>3 全国初と思われるこの事件の解決を，政令新潟市の名誉にかけて市民が納めた税金である一般財源に頼らないで補填する方法で解決すること。</p>
--	--